（事業報告書の作成）

第十二条　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　年度目標の概要

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

［削る］

［削る］

五　事業計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　機構に関する基礎的な情報

［削る］

（財務諸表の閲覧期間）

第十三条　機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十六条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十七条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　［略］

（事業報告書の作成）

第十二条　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表の閲覧期間）

第十三条　機構に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十六条　機構に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十七条　機構は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　［略］